

<新型コロナウイルス感染症に係る支援制度マップ> 個人向け

分類	置かれている状況	新設	従来 拡大	福マ	使える制度	概要	相談先	
医療	感染した		○		公費負担医療 (感染症法・新型インフルエンザ等感染症)	[入院、宿泊・自宅療養]一部負担金および食事療養の標準負担額は公費より給付されるので、一部負担はない。ただし、所得に応じ一部負担が必要な場合もある。	帰国者・接触者相談センター(保健所等)(福マP375) かかりつけの医療機関	
	すべての人に	○			特別定額給付金	1人10万円の給付、要申請 ※申請期限に注意(早ければ8/11に期限を迎える市町も)	総務省コールセンター 03-5638-5855 お住まいの市町(福マP368)	
生活費等	失業した		○	P67	失業手当(雇用保険)	[対象]倒産・解雇等で失業した人で、離職日以前の1年間で雇用保険の加入期間が6カ月以上ある人。 [内容]離職前6カ月の給与を元に賃金日額の45~80%(年齢によって異なる)を支給。自己都合ではないので3か月の給付制限はない。特例により給付日数が60日延長される(6/12施行)。	お住まいの地域のハローワーク(福マP380) 特別労働相談窓口 石川労働局 076-265-4429	
			○		未払賃金立替払制度(労働者健康安全機構)	[対象]会社が倒産し、受け取っていない給与と退職金がある人 [内容]退職の半年前からの未払い賃金と退職金の8割を支給(年齢に応じて最大296万円まで)	お住まいの地域の労働基準監督署(福マP379) 労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 044-431-8663	
			○	P59	総合支援資金(生活福祉資金貸付制度)	[対象]新型コロナの影響で収入が減少した人 [貸付上限額](単身)月15万円以内、(2人以上)月20万円以内 [貸付期間]原則3カ月以内 [据置期間]1年以内 [償還期限]10年以内 [その他]無利子、保証人不要。償還免除の特例あり。	お住まいの市町社会福祉協議会(福マP377)	
	生活資金を借りたい		○	P59	緊急小口資金(生活福祉資金貸付制度)	[対象]新型コロナの影響で収入が減少した人 [貸付上限額]10万円、学校休業や個人事業主は20万円 [据置期間]1年以内 [償還期限]2年以内 [その他]無利子、保証人不要。償還免除の特例あり。	お住まいの市町社会福祉協議会(福マP377) 北陸労働金庫 緊急小口資金専用ダイヤル 076-231-2162	
	生活に困窮している		○	P48	生活保護制度	最低生活費を下まわる収入の場合に生活保護費を支給	お住まいの市町(福マP368)	
	子育て中である		○	P200	子育て世帯への臨時特別給付金	[対象]児童手当を受給する世帯 [内容]児童1人につき1万円を支給	お住まいの市町(福マP368)	
			○		ひとり親世帯臨時特別給付金	[対象]①2020年6月分の児童扶養手当受給者、②公的年金等受給者で、2020年6月分の児童扶養手当が全額停止になる人、③新型コロナの影響で減収になった人(児童扶養手当受給者と同水準) [内容]1世帯5万円、第2子以降1人3万円加算。①②の収入減少者は追加で5万円給付。※一部要申請	お住まいの市町(福マP368)	
	教育費・学費が払えない			○	P208	【小中学校】就学援助措置	[対象]小中学生がいる、就学費用の負担が困難な世帯 [内容]学校生活に必要な費用を支給(申請期限は2020年5月20日まで)	お住まいの市町(福マP368)
				○		【高校】授業料の減免	[対象]高校在学中の生徒の保護者で、収入が基準以下又は家計急変の場合等 [内容]公立高校の授業料免除、私立高校の授業料減免(所得に応じて)	申請手続:各学校 制度:[公立]石川県教育委員会庶務課 076-225-1816 [私立]石川県総務部総務課 225-1233
				○		【高校】石川県教育費負担軽減奨学金	[対象]高校生等がいる住民税非課税世帯 [内容]授業料以外の教育費負担軽減のための給付型奨学金を支給(申請は2020年6月30日まで)	石川県教育委員会 庶務課 076-225-1816
			○		【大学等】高等教育修学支援新制度	[対象]新型コロナの影響で家計が急変した世帯の大学生等 [内容]授業料・入学金の免除や減額+給付型奨学金の支給	日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 各学校の学生課や奨学金窓口	
			○	P63	【大学等】貸与型奨学金	[対象]新型コロナの影響で家計が急変した世帯の大学生等 [内容]無利子または有利子の奨学金の支給		
			○		【大学等】学び継続のための学生支援緊急給付金	[対象]自立してアルバイト収入で学費を払う学生で、新型コロナの影響で減収になった人(留学生含む)。 [内容]住民税非課税世帯の学生20万円、左記以外の学生10万円	各大学・専門学校等	
仕事	感染・感染疑いで働けない		○	P36	傷病手当金(各種健康保険被保険者)	[対象]新型コロナウイルスに感染した人、感染の疑いがある人 [支給期間]休業4日目以降、最長1年6カ月 [支給総額]標準報酬日額(直近12カ月)の2/3	ご加入の保険者 お住まいの市町(福マP368)	
			○		傷病手当金(国保被保険者、後期高齢被保険者)			
	会社に休業を命じられた		○		休業手当(労働基準法)	[対象]会社の都合で休業させられた人 [内容]平均給与日額の60%以上を支給	特別労働相談窓口 石川労働局 076-265-4429	
			○		新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	[対象]新型コロナの影響で休業させられた中小企業の労働者で、休業中の賃金(休業手当)の支払いを受けられなかった人 ※雇用保険の被保険者でない人も対象 [内容]休業前賃金の80%(月額上限33万円)。休業実績に応じて支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コールセンター 0120-221-276	
	業務中に感染した		○	P244	休業補償給付(労災)	[対象]業務中に新型コロナに感染した人 [内容]休業補償給付金(平均給与日額の60%) + 休業特別支給金(平均給与日額の20%)を休業4日目から支給	事業所を管轄している労働基準監督署(福マP379)	
	子どもの世話で仕事を休んだ		○		小学校休業等対応支援金	[対象]フリーランスの人 [内容]小学校等の休校で休業した場合に日額4,100円を支給	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999	
	家族の介護で仕事を休んだ		○		介護休業給付(雇用保険)	[対象]常時介護が必要な家族の介護のために休業した雇用保険加入者 [内容]賃金日額×67%×休業日数(最大:93日)	お住まいの地域のハローワーク(福マP380)	
医療・介護の現場で働いている		○		新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金	[対象]医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員 [内容]1人最大20万円。役割を付与されず新型コロナ患者を受け入れない医療機関の場合、1人5万円	厚生労働省代表 03-5253-1111 内線2655、2656、2658		
		○		介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金	[対象]介護施設、事業所に勤務し、利用者と接する職員 [内容]1人最大20万円。新型コロナ感染発生・濃厚接触者に対応していない施設等の場合、1人5万円	厚生労働省老健局 03-5253-1111 内線3807、3907		
住まい	家賃が払えない		○	P55	住宅確保給付金(生活困窮者自立支援制度)	[対象]離職後2年以内または収入が減少し離職等と同程度の状況にある人 [内容]家賃相当額を有期で支給	お住まいの市町社会福祉協議会(福マP377)	
	公営住宅の家賃が払えない		○	P66	公営住宅家賃減免	条例に基づき特別の事情として減免または猶予	[市営]お住まいの市町(福マP368) [県営]石川県県営住宅管理センター	
社会保険料等	税金や保険料等が払えない		○		地方税の徴収猶予	[対象]個別の事情がある、収入が前年同期比で概ね20%以上減少し納付が困難な人等 [内容]個人住民税、固定資産税などほぼ全ての税目が1年間の支払猶予。無担保、延滞金免除	お住まいの市町(福マP368)	
			○		国税の徴収猶予	[対象]個別の事情がある、収入が前年同期比で概ね20%以上減少し納付が困難な人等 [内容]所得税、消費税などほぼ全ての税目が1年間の支払猶予。無担保、延滞金免除	金沢税務署 076-261-3221	
			○	P272 ~	国民年金・厚生年金保険料の減免・猶予、国民健康保険料・後期高齢者医療・介護保険料の減免	[対象]自身や家族が感染症になった、新型コロナの影響で事業の業績が悪化した、休業・廃業した人等	[年金]日本年金機構予約受付専用 0570-05-4890 [その他]お住まいの市町(福マP368)	
			○		公共料金等の特別措置	[対象]新型コロナの影響により支払いが困難な人 [内容]電気、ガス、上下水道、電話、インターネット料金等の支払猶予	[都市ガス・上下水道]お住まいの市町 [その他]ご契約の会社	

※ 新設 ⇒新型コロナウイルス感染症の影響によって新設された制度

※ 従来・拡大 ⇒従来からある制度、または新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ従来からある制度の給付内容等が拡大したものと

※ 福マ ⇒福祉マップ第10版に制度内容が詳しく記載されており、その該当ページを紹介している。上記以外の制度は第10版を参照。

※ 国の第二次補正で新設・拡充した内容等は赤文字で示しています。

★マップにて紹介した制度は作成日時時点の主なものであり、全てを網羅しているわけではありません。詳細については協会ホームページでリンク先をアップしていきますのでご覧ください。